2　船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	
第五条第二項	第五条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号に規定する	前号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
第四号	第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項の申出	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申出
第四条の二	
第五条第一項	
第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第五項	法第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
及び第四号	及び第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	法第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月）
第四条各号	第四条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

当該子の一歳到達日	当該子の一歳到達日（当該配偶者が法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定によりした申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）
前条各号	前条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条各号	第九条第一号から第四号まで、第五号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条各号	第十七条第一号から第三号まで、第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第二項	
前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八項	第八項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	
第一項	第一項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	
前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第七項	
第一項	第一項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項第七号から第十二号まで	第一項第七号から第十一号まで（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
第五条第五項	第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条	